

～重度の障がいがある方へ～ 自動車改造助成のご案内



就職や通勤など、社会参加を目的とする方への助成金です

相談日 年 月 日 様

【助成金額】

操行装置、駆動装置等の改造に要した費用 **上限10万円**

1台につき1回の助成です。

申請年度内に改造ができない場合は助成できません。

【対象となる方と助成の条件】

- 1 身体障害者手帳をもっていること
(上肢機能の障がいまたは下肢機能の障がいまたは体幹機能の障がいの1級または2級)
- 2 自動車の改造前であること
- 3 本人に市税の滞納がないこと
- 4 本人の所得が基準内(収入額の目安=642万円)
- 5 八代市の住民基本台帳に記載されていること
- 6 過去5年間にこの助成金を受けていないこと

事前相談

- ・要件について確認させていただきます。
- ・必要書類などをご説明します

申請

- ・市役所・各支所地域振興課窓口で申請
- ・障がい者手帳
- ・車検証の写
- ・改造経費の見積書
- ・改造箇所の改造前の写真
- ・所得証明書(転入の場合のみ)

交付決定後、
改造

- ・審査後、市から交付決定通知
- ・改造実施

請求書
等提出

- ・市へ助成金の申請
- ・申請期限:改造完了日の翌日から10日以内
- ・改造にかかる領収書(原本)
- ・改造箇所の改造後の写真
- ・本人名義の通帳
- ・印鑑

支払

- ・約1カ月後、ご指定の口座に振り込み

障がい者支援課

電話 0965-33-5110

FAX 0965-33-8983

メール syofuku@city.yatsushiro.lg.jp